

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
ワーキンググループ
第3回 議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
ワーキンググループ（第3回）
議事次第

日 時 平成28年9月29日（木） 17:00～19:00

場 所 中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 熊本地震の対応に関する総評
- ② 被害認定調査・罹災証明書交付に係る取組について
- ③ 住まいの確保について
- ④ 生活再建に向けた支援について

3. 討 議

4. 閉 会

○廣瀬（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」第3回会合を開催させていただきます。

委員及び発表者の皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、加藤統括官より御挨拶を申し上げます。

○加藤（政策統括官） 皆さんこんにちは。御紹介いただきました加藤でございます。

熊本地震の第3回のワーキンググループの開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用中の中、熊本よりお越しいただきました蒲島知事、荒木町長には改めて感謝を申し上げます。

最大18万人いらっしゃいました避難者の方でございますけれども、9月28日現在で358名と400名を切るところまで来てございます。被災者の住まいの確保など、応急対策の実施には一定のめどがついてきたかなと。まだまだ課題がございますが、そのように感じております。

さらに復旧・復興に向けた取組を進めていただくために、政府としては第2次補正予算案で熊本地震からの復旧・復興として4,139億円を計上してございまして、しっかりと後押しに努めてまいりたいと思います。連日、今、代表質問がありますけれども、熊本地震についても御質問がございまして、総理からもしっかりと寄り添いながら取り組んでいくということの答弁をさせていただいております。

一方で、今回の地震の対応から得た貴重な経験、これからの防災対策を不断に見直して、南海トラフあるいは首都直下に備えていかなければならないと思っております。本ワーキングの検討成果は年内に取りまとめたいと考えておりますので、そのためにも引き続きかつ達な御議論をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○廣瀬（事務局） それでは、初めて御出席される委員の方及び今回御発表いただきます皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

嘉島町長の荒木泰臣委員でございます。

井ノ口宗成様でございます。

細貝和司様でございます。

佐々木淳一様でございます。

立岡学様でございます。

熊本からテレビ会議での御出席及び御発表を頂きます、円山琢也様でございます。

なお、本日は斎藤充委員、日置和彦委員は御欠席でございますので、それぞれ秋田進様、内田安弘様に出席いただいております。

また、国崎信江委員は本日遅れての御出席と伺っております。

大原美保委員、栗田暢之委員、目黒公郎委員につきましては、本日御欠席と聞いております。

マスコミの方はここで御退席をお願いします。

(報道関係者退室)

○廣瀬(事務局) 本日は熊本の方で円山先生とも音声で会議がつながっております。私もこれで今、入っていますけれども、自動で拾いますので、しゃべっていただければこうなるのですが、マイクを手元に引いていただいておしゃべりいただいたら有り難いと思います。

それでは、ここからの進行は河田主査にお願いしたいと思います。主査、よろしく願いいたします。

(議事開始)

○河田主査 それでは、議事に入ります。議題1、熊本地震の対応に関する総評ということで、荒木委員から説明をお願いいたします。

(資料説明)

○荒木委員 熊本県嘉島町長の荒木でございます。

熊本地震に対する嘉島町の総評ということで、私から発表させていただきます。

発災当初の食料や物資の確保ということでございますが、本震当日、食料に関して可能な限り業者への手配を行いました。店舗の被災や品切れによりまして1日だけ大幅な不足が生じました。また、飲料水に関しては、災害協定を結んでおりますサントリーのビール工場が被災をいたしまして、支援を行うという状態ではないにもかかわらず、近隣の運送会社と連携して飲料水を配達していただきました。

対応といたしまして、まず食料に関しては今回の経験を踏まえ、家庭においても自助として3日分程度の備蓄を普及させるための啓発が必要であると思われました。また、災害協定に関して町内の企業との協定であったため、お互いが被災してしまうという事態に陥ったことを踏まえ、広域での協定が望ましいのではないかと思われました。また、プッシュ型の支援により早い時点から物不足が解消されましたが、受入れ可能な容量等の問題があるため、受入れ側が準備体制を整える必要がありますが、スムーズなプル型への移行が望ましいのではないかと考えました。

地域の皆さんとの連携ということでございますが、発災後の4月18日に地域との連携を図るため緊急に議会、区長会、消防団幹部をメンバーとする災害対策会議を開催いたしました。内容としては本部からの被害状況等の説明、そして各区において公民館を自主避難所として開放していたため、その地区公民館の状況の確認及びその後の食料や物資の受渡しを行うため、避難所の避難者に限らず地域、地区全体の被災者数の把握や受渡し方法の協議を行いました。これにより初期対応で重要な行政と地区の一体的な取組を促進したと思っております。また、会議メンバーに対しまして積極的な支援活動を促すきっかけともなりました。この会議は随時情報提供、また、意見交換として開催してまいりました。

応急仮設住宅の事例といたしまして、私ども嘉島町では以前から災害、水害常襲地帯でありましたので、避難場所、また、高齢者や子供たちの遊び場所として都市公園の整備を行ってございまして、防災計画の中でも各公園を災害に応じて利用するようにしてございました。今回そういう仮設住宅につきましては、その公園用地を活用いたしまして、住みなれた地域に仮設住宅で住めるということで応急仮設住宅を整備することといたしました。

なお、仮設住宅の入居に際しましては抽選は一切行わず、地域優先及び世帯人数等の状況に合わせて入居に取り組みました。また、連帯感を強めるため団地ごとに合同で鍵渡しを行ったところでございます。

みなし仮設住宅につきましては、仮設住宅団地のようなまとまりがないため、支援が行き届かない点に問題がございます。支え合いセンター等の早期立ち上げにより情報提供など、孤立感を与えないような体制作りが必要と考えております。

職員派遣等の応援の重要性についてでございますが、今回の震災においては発災直後から自治体からの職員派遣をはじめ、自衛隊、国、県、その他の団体やボランティア等、多くの方々からの応援がございました。これにより災害対応と併せて通常業務の運営ができたものと感謝をいたしております。特に本庁は防災意識が高く、備えができていた静岡県、そして、震災経験をされた福島県にカウンターパートナーとして応援を頂き、その知識、また、経験に基づくサポートによりまして、全般的にスムーズな災害対応ができたものと感謝をいたしております。その職員派遣による応援体制は非常に重要であり、必要不可欠なものであると再認識をいたしました。

罹災証明の発行についてでございますが、被災者の生活再建に大きな影響を及ぼす罹災証明の発行については、その基礎となる家屋被害調査のあり方について多大な人員と時間を要し、保険契約等に関する民間の調査との違いに不満が出る場面が多々ございました。今後の課題として、例えば簡易な調査方法の検討や専門家を含む民間事業者による調査の一本化などの検討があると思われまます。

また、嘉島町におきましては、震災の復旧・復興の基本方針というものを打ち出しまして、それに基づいて今後復興計画を作っていくたいと思つて5つの基本方針を打ち出ししました。

まず、暮らし・生活の再建と社会基盤の復旧ということでございまして、町民の皆さんが一日も早く日常の生活に戻れるように取り組んでいかなければなりませんし、自主再建が難しい方については災害公営住宅の取組もしなければなりません。そして、道路や下水道、公共施設などの社会基盤の普及と災害に強いまちづくりを進めようということが1点でございます。

また、町内企業の復旧・復興についても、いろいろな取組をサポートしていかなければならないと思っております。

3点目といたしましては、これまでも区画整理事業の計画をいたしてございました。こういう「ゆうすいの杜（もり）」というものが70ヘクタールございますので、この区画整理を復

興の象徴として取り組んでいきたいと思っておりますし、芝原地区の区画整理が5.3ヘクタールございます。ここも5年計画という計画を立てておりましたけれども、1日も早く復興が目に見えるようにということで、2年間で区画整理を完成させ、ここに進出予定の大型家電量販店とかホームセンターの進出を早くできるように整備していきたいと思っております。

また、都市計画区域の中でほとんどが調整区域でございますので、4点目は、その地区計画の中に企業誘致をやっというということでございますが、8月に被災された企業が工場を嘉島町に建設をしたいということで、3.4ヘクタールの面積に移動棚のメーカーが進出することが決定をして、今、用地も大体できて作業を進めているところでございますし、その横に段ボールの会社が1.5ヘクタールに、以前から話がございましたが、予定どおり進出することになりました。

また、移動棚のメーカーの運送を担っておられます企業がやはり進出をしたいということでございますし、あと3社ほど企業が進出をするということでございますので、早くこれを実現でき、また、復興の1つの目玉としていきたいと思っておりますし、こういう基本方針をもとに更なる発展ができるように、知事が申されておりますような創造的復興ができるように今後取り組んでまいりたいと思っておりますが、何と申しましてもやはり私たちがこの震災で思いますのは、国、県の温かい、力強い御支援、また、各自治体から御支援を頂いた、あるいはボランティアはじめ多くの皆さんに支援を頂いたことに改めて感謝をしたいということでございます。

以上でございます。

(質疑及び意見交換)

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換に移ります。荒木委員の説明について御質問等ある方はよろしく願いいたします。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

うまくいったことがたくさん発表されたのですが、被災の判定等に少し問題があるということをお指摘いただきましたけれども、それ以外ありませんか。だってここはどう改めるかということをお議論するので、うまくいったというのでは設置した意味がありませんので、町長さんの正直なところをお聞きしたいのですが、そのほかいいですか。

○荒木委員 先ほど申しましたように、私たちは町内の企業の皆さんと災害の応援協定を結んでおりました。先ほど申しますようにサントリーさんとも水を供給してやろうということでございましたが、同じ町内で被災を受けられた。そういう中でも支援していただいた。あるいはイオンモールもございまして、食料等については優先的に供給してあげようという話でございましたけれども、やはり同じように被災をされて、また、物流がなかなか物が届かないということもございまして、問題点としては今後は町内の企業との応援協定ももちろんでございますが、離れたところとのそういう災害時の協定を結ぶ必要があるのだなと痛感いたしました。

○河田主査 ありがとうございます。企業のBCPが甘いということですね。

○ 1つだけ、コメントをしますと、何で嘉島町がうまくいったかというのは、やはりリーダーシップがこういう災害のときは大事だなと思いました。そういう意味では荒木町長はものすごくリーダーシップがありますので、それが今回の、とても被害は大きかったです。しかし、消防なんかもしっかりしていますし、だからそれを自分では言えないでしょうから、私が言います。

○河田主査 ありがとうございます。ほかよろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2は、被害認定調査・罹災証明交付に関わる取組についてということで、まずは資料2-1について事務局から説明をお願いいたします。

(資料説明)

○大島（事務局） 事務局から説明申し上げます。

資料2-1が被害認定調査・罹災証明書交付に係る補足資料となっております。

1枚おめくりいただきますと、熊本地震に関わる被害認定調査・罹災証明書交付に係る取組の概要を日程順にお示ししております。

また、3ページでございますけれども、被害認定調査・罹災証明書交付の進捗状況、グラフが途中で切替わっておりますが、※3となっておりますところで1次調査の進捗、それから、2次調査のカウントが始まるという切替えの折れ線グラフになってございます。

4ページ、罹災証明書の発行等の効率化に欠かせないITシステムの活用について、熊本県から実態調査をしていただきました。システムを導入してありました自治体、合計で19自治体ございましたけれども、3種類のシステムを活用されている。また、それ以外にも町内で独自にExcelですとかAccessなどのソフトを使いながら管理をしておられる自治体があるという状況でございました。

5ページ、9月に熊本県内の市町村に対しましてアンケート調査を実施し、37団体から回答を頂いております。5ページにございます中では事前に回答いただいた37団体のうち、25団体では事前に担当部署は決定しておられた。ただ、その一方でその下でございましてけれども、調査員の事前研修等に着手しておられたのは2団体であった。そういった回答を頂いております。

また、その後には次のページ以降でございますけれども、住宅被害認定調査の進め方、被害の大きな地区を優先して調査されたですとかの自由記述の回答を頂いております。

7ページにまいりますと、システムの運用について町内の既存システムとの連携について等の課題を自由記述で書かれている自治体様がございます。

8ページにまいりますと、工夫した点、苦慮した点、複数の回答がございましたところでは、写真による即日交付の工夫ですとか、証明書を窓口交付ではなく郵送とするといった工夫をお答えいただきましたり、苦慮した点につきましては再調査の多さに対応に苦慮したといったような回答がございましたので、参考にさせていただければと思います。

その後ろに参考資料を添付してございます。1枚おめくりいただきますと、今回、内閣府の自助・共助・公助について、この会議のためにとということではございませんけれども、内閣府の基本的な考え方といたしまして10ページの右側、自助・共助を基本といたしまして、それを公助が支える。その公助の仕組みが動くための基本的な仕組みとして、罹災証明書の発行等の業務があるという位置付けがございまして、参考で付けております。

また、11ページには自助の一番基本となると考えております保険、共済の促進というところで参考資料を付けさせていただきました。

12ページ以降は罹災証明書の発行に関わる被害認定基準等について、内閣府の発行しております参考資料から概要を参考にお付けしております。

最後の1枚でございますけれども、19ページをご覧くださいますと罹災証明書発行機能等を有するシステム導入に関する支援が、今年8月2日に閣議決定されました未来への投資を実現する経済対策の中で緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充等、対応がございまして、こちらも参考にさせていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

続いて資料3-1について、静岡大学の井ノ口講師から説明をお願いいたします。彼は2004年の新潟県中越地震のときからこの問題をやっております。当時学生ですけれども、やっておりますので説明をお願いいたします。

○井ノ口氏 ただいま御紹介いただきました静岡大学の井ノ口です。よろしく申し上げます。

今日は熊本地震を広域災害と捉え、そして被災者台帳システムと銘を打たせていただいておりますが、先ほど事務局から御説明のありました被災者生活再建支援システムというものがこちらでございます。これを同時運用する上での課題をまとめさせていただきました。資料が非常に多ございますが、かいつまんで御説明を申し上げたいと思います。

まず資料の1ページめくった2ページ目の上のところに、生活再建支援連携体と書かせていただいておりますが、今回、熊本地震を支援するという形で入らせていただいたのが、産官学民を含めた過去に経験のある方々を集めて支援連携体というものを作らせていただき、活動に当たったということでございます。

何をしてきたかということにつきましては3ページあたりに書いてありますが、主に4ページを見ていただければいいかなと思っております。被災者生活再建支援システムと申し上げておりますのは、建物被害認定調査から、それに基づいた罹災証明発行、そして、その後の生活再建を含めた被災者台帳整備までを一括的に一連でサポートするような仕組みを先ほど御紹介いただきましたが、中越地震以降いろいろと研究をし、現場の経験を生かしてシステム化してきたというものでございます。

5ページ目に書いてございますが、それをもとに熊本県下の16の市町村から御協力いただきまして、今回、御支援という形で実装させていただいたところでございます。

16の自治体に対してある仕組みを提供したところで、なかなか運用というのは難しいというものがございまして、6ページ目でございますけれども、4つの活動というものをさせていただきます。1つ目はパトロール隊という定期巡回の話。2つ目はシステムを使う上での合同研修会。3つ目は、それをサポートするためのウェブサイト。さらには4番目に書いてございますが、コールセンターというものを活動の1つとして、この4つをさせていただいたということでございます。

7ページ、パトロール隊というところですが、資源の枯渇という問題がございますので、選択と集中をどうするかという意味でのある種のモニタリングをパトロール隊で実現したということを書いてございます。

どんどんかいつまんでいって大変恐縮ですが、8ページ目にはそのようなモニタリングをした後、皆さんでちゃんと情報共有をしようという仕組みを書かせていただいております、左下に書いてございますが、この6つの項目を常に共有するというところで、現地の実態を把握しようという活動をやらせていただいたところでございます。

この大変につらかった部分でございますが、このモニタリングをきちんとしない限りは、なかなか現場の課題をすぐにキャッチすることが難しかったと考えてございます。

その後、9ページ目につきましては、このように罹災証明書を発行しましたというところでございまして、10ページ目でございますけれども、合同研修会等々をさせていただいたところです。この研修会につきましては、今日も来られておられますが、新潟県の方、いわゆる経験者を呼びまして、これからどういうことが起こり得るかという過去の教訓を共有化するというのも一緒にさせていただいたところでございます。

11ページ目はいいかなというふうなところで飛ばさせていただいて、13ページ目を見ていただければと思います。情報共有ウェブサイトと書かせていただきましたが、現場はいろいろな資料がなかなか手に入らないということもございまして、我々で提供できるもの、過去の被災地から集めさせていただいたものを共有サイトで公開をして、被災市町村の行政職員の皆さんにお届けさせていただきました。

実はこれも研究的な面もありまして、このときにどれほどの資料がどういうふうにも共有されたか、利用されたかということログ解析させていただいたのが14ページ目でございますけれども、5月10日あたりにピークが来ておりまして、皆さん罹災証明書が非常に不安だった。それも大変な仕事だったということで、資料閲覧が非常に高くなったということが実績としてわかりました。特に15ページ目ですけれども、罹災証明の実際と資料閲覧の状況を見ますと、約2週間ぐらい前に情報を見ておられるというところですので、業務のピークの前に先手を打って情報共有をすることが非常に重要ではないかということが、ここからわかったようなことでございます。

16ページ目でございますが、コールセンターにつきましてはいろいろな現場のお困りごとにお答えしよう。特に同時被災といいますか、複数市町村での同時展開となりましたので、特に熊本県さんから御協力を頂きまして、新潟県の経験者も含めていろいろな現場の

悩みごとを統括してお答えをするという活動をさせていただき、非常に役立ったのではないかと考えております。その後、コールセンターも共有しましたということも書いておりますが、このあたりについてはお時間があるときにご覧いただければと思います。

最後に20ページ目でございます。今回の活動を通して情報科学の観点からということで3点書かせていただきました。私が申し上げたいこととしては、共通の仕組みを中越沖地震、そして熊本地震と連続して使ってきたことによりまして、いろいろなものの事例比較ができるようになってきました。今後も共通の仕組みを通して検証をきちんとやるという意味でのICTのサポートも考えていけたらいいかなと考えております。

以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

続いて資料3-2について、新潟県の細貝課長から説明をお願いいたします。

○細貝氏 新潟県防災企画課長の細貝でございます。よろしくお願いいたします。

私からは熊本地震における被災者生活再建支援業務に係るガイドラインの提供及び業務のサポートの取組について、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料3-2でございますけれども、まずこのガイドラインを作成した経緯についてお話をさせていただきます。新潟県は度々災害を受けているわけでございますけれども、何か取組を進めなければと思ったきっかけになりましたのは、2004年の中越地震でございました。なかなか対応が不慣れで市町村に対する応援体制もうまく組めなかった。あるいは広域災害にもかかわらず、その調整がうまくできなかった。結果として例えば罹災証明、家屋被害認定調査結果に対する被災者の不公平感にうまく対応できなかったという反省点がございました。そのために広域自治体である県がリードし、一定の基準あるいは統一的な考え方に基づいて進めるべきではないかということが教訓として残されたわけでございます。

また、県外応援の経験もございましたが、例えば能登半島では県内市町村と県がばらばらで応援することがございましたけれども、これも1つにくくることで、更に効果的な支援ができるのではないかと考えたところでございます。

その結果、取り組みましたのが3ページになりますけれども、被災者台帳ワーキングという市町村と一緒にやるワーキングを作りまして、生活再建支援業務、家屋被害認定調査、そのデータ処理、罹災証明発行、その後の被災者生活再建、それを一体の業務とみなしまして、各業務の業務フローを共有化していくという取組を行いました。この狙いは標準の手順が共有化されておりますので、被災経験がない自治体が被災してもとりあえず着手ができるということと、応援、受援が同じ考え方で取り組むことができるというメリットに着目した取組でございます。このガイドラインを熊本の市町村の皆さんに御提供していったということでございます。

もう1つ、応援体制でございますけれども、基本方針というものを市町村と約束いたしまして、緩やかな連携という形で、チームにいがたで頑張ろうという取決めをしたところでございます。

熊本支援の対応でございますけれども、今回、熊本地震は御承知のとおり都市型、地方都市型、中山間地型と非常に対応が難しい地震であったわけでございますが、その特色に応じた対応を行うと同時に、被災者の方は行政界の区別なく存在するわけですので、やはり統一的な支援が必要であろうということで、まずは統一の基準に基づいて進めていただくことが我々の経験則上、生きるのではないかとということで御支援をさせていただいたわけでございます。

今回のチームにいがたの支援は3つの特色がございました。1つは今ほど井ノ口先生から御説明がございました、被災者生活再建支援システムという具体的なツールに基づいて生活再建支援業務を支援しますという提案型の支援でございました。したがって、先ほどお話があった生活再建支援連携体の一員として、チームにいがたで加わらせていただいたということでございます。

もう1つが7ページに支援の全体像を書かせていただいておりますけれども、例えばフレーム構築ですとか、体制構築ですとか、助言ですとか、基本マンパワーの支援ではなく、経験を伝えるという支援にほとんど特化している。新潟県が遠隔地であるために余り人数が出せないという状況もございまして、経験をお伝えしていくことでマネジメントの部分を御支援させていただくことに特化したということでございます。

具体的な取組でございますけれども、まずは全体フレームを構築しなければならない。そこはやはり熊本県庁さんの強いイニシアチブを構築していただくという意味で、過去の経験をお伝えし、その取組の必要性を東京都や京都府と同じ取組を進めている自治体と連携をして協力をさせていただき、熊本県さんとしてシステム活用の方針を決定していただいた。それに基づいて県内の市町村の皆様にも説明会を開催させていただいております。また、たくさんの応援が入っております。現場で混乱が生じないように、そうした応援をしている自治体に対してもその取組の内容を説明し、御理解を頂いたところでございます。

9ページ、建物被害認定調査から一連の業務を全部支援させていただいたということでございますが、◇がマネジメント関連ということでございます。現地でどういうことが起きているかといいますと、業務が必要であるということがわかって、それをどういう手順で進めればいいのか、どういう体制で進めればいいのか、そういったところがなかなか御苦労されている。したがって、非常にたくさんの応援が投入されますけれども、その応援を効果的に生かすことができないという状態があったわけでございます。やはり量的な支援に合わせ、そのマネジメントをしていくという部分をしっかりサポートしていくことが、現地では非常に大事なことだと考えております。

そのため、例えば10ページでございますが、まず取り組みましたのが業務執行体制。役割が決まっているところ、いないところもありますし、業務が関係課に散らばっていて、その間の連携が取れていない。誰がリーダーなのかというようなところからしっかりと構築をしていくことの必要性を訴えさせていただきました。

11ページ目はシステムの話ですので、先ほど井ノ口先生が御説明したとおりでございます。

す。

12ページ目が調査でございますが、これはたくさんの応援が入りますので目線を合わせなければならない。取組の方針を統一しなければならないということで、研修会の開催あるいは当日の説明、そうしたものを徹底させていただきました。

13ページでございますけれども、本来、システムが事前に入っていれば、ここの部分は余り苦勞せず行われるところですが、後からシステムを入れたということで、事前のたまたまデータの入力ということも大きな課題になったところでございます。やはり井ノ口先生が先ほど申し上げたとおり、事前の対応というものが非常に効果的であろうと考えるところでございます。

14ページ、罹災証明の発行ですけれども、1日1,000人近い被災者の方が窓口に来るという状況をどうコントロールするか。会場、導線、資機材、そうしたものをしっかり構築していかなければならないということをお伝えし、実際に作る場所からお手伝いをさせていただきました。

こういう取組を行いまして感じますのは、効果的あるいは公平に進めていくためには被災側と応援側が共通の枠組み、共通の認識でやるのが極めて重要だ。そのためには業務を標準化する。具体的には運用のルールの一統化ですとか、手順の統一あるいはシステム、こうしたものをしっかりと事前に備え、なおかつ平時から訓練、研修を行う必要がある。今後、南海トラフ地震等、より広域な災害を考えた場合、1県の取組ではなく更に広いエリア、できれば国全体での取組として取り組んでいただければ大変有り難いと考えているところでございます。

以上でございます。

○河田主査 どうもありがとうございました。

続いて資料3-3について、西原村の内田副村長から説明をお願いします。

○内田氏 西原村の副村長の内田でございます。

資料3-3「西原村における罹災証明書の早期発行に係る取組について」を御説明いたします。

今、新潟県から御説明がありましたが、西原村は独自のシステムというか、前さばき、事後処理におきまして少し違ったシステムを導入いたしました。

1~3ページは西原の状況です。布田川断層が走っている村でございます。

4ページです。半壊以上2,381棟とありますが、間違いで1,381棟です。調査数が2,831棟の約45%の1,381棟が半壊以上という被害でございます。

先ほどお話もありましたが、罹災証明書等の早期発行の必要性は痛感しております。被災者の迅速な救済を行うためには、早急の被害認定が不可欠ということです。ただ、効率性ととも公平性をどのように確保するかということが求められるということで、業務を行いました。

6ページ、4月25日に被害認定調査の庁内協議を行いました。その前に県から説明があり、

それに従いシミュレーションを行いましたところ、中山間地である本村にとっては、地図情報の前処理がなかなかうまくいわずに時間がかかるということがわかりました。このときにGoogleマップを活用する民間企業からのボランティアでのIT支援の申出がありました。

結果的には5月末まで数十名の体制でIT支援が行われました。この中でクラウドで地図情報等を活用した取組ができるのではないかとということで、当初我々が非常に課題としました地図の取扱いが非常に簡便な形で処理できるということと、後で御説明いたしますが、その他の受付事務から統一的な形で管理できることが確認できましたので、前さばきとしての各種の受付、地図確認の事前準備等をこのような形で行うことにいたしました。これにはiPadを15台確保し、これを各調査班のチームに配付すると同時に、本部でも活用し、クラウド上の情報ですので全ての部署で管理できるという形にしました。特に現地調査におきましては写真情報も全て調査時に上げますので、これを支援を受けました石巻市、東松島市、名取市の経験者の方々に電話で連絡し、iPadの画面を共有しながらアドバイスをもらって、迅速な判断、公平な判断という形で現場で対応を進めてまいりました。

事後処理ということでは、写真管理、判定結果の登録、罹災証明の発行という形で結び付けていき、5月1日の受付開始から3日に調査を開始し、5月末には1次の調査がほぼ完了しました。

あと、システムの拡充ということで、仮設、みなし仮設の住宅と保健福祉の方も含めて14項目ほどの災害関連のシステムの拡充を行っています。特に固定資産税の減免の管理は地図情報の中で物を見ながら特定でき、以前の固定資産台帳の誤り等も、現物を確認しながらできたというメリットもありました。また、現在、公共土木、農地災害等についても、現場等を地図情報で落とすという形で迅速な対応ができる状況ができています。

7ページが世帯にひも付けたデータ管理ということで、受付の段階で世帯ごとに情報を管理することにしました。また、住民基本台帳と同時に世帯構成員の管理も、申請段階でチェックしております。それから、Googleマップで被災の建物がこれだという確認も申請者と同時に行うというようなメリットもありました。

8ページがそのような形でやった実際の画面でございます。建物の確認、それから、申請書あたりも全てPDFにして保存しますので、全ての部署の職員、関係者が情報を共有できる形になりました。

9ページが、世帯ごとの情報管理の一覧でございます。

10ページですが、同時に、効率化として罹災証明の申請から建物の調査等の統計情報を全部見られるようにいたしましたので、統計データ等を誰もが瞬時に確認できる状況を構築しております。

11ページは、罹災の判定結果を地図情報にプロットしたものです。断層線に沿って全壊世帯が多いということがこれでもわかるのですが、あと1つ、この丸ポツをクリックすれば、全ての情報が全部取れるようになっております。この可視化の効果は非常に大きかったと思っております。

12ページ、先ほど申しましたように、ここ1か月以内で2,800件の調査を完了したということで、効率性と公平性をこのようなシステムを活用することによって保てるのではないかと考えています。この被害認定調査は、避難所の設営・運営、仮設住宅の建設等々、いろいろな意味で救済事務の基礎となりますので、これを先ほどありましたようにいかに効率的に、公平に進めるかというのは今後の大きな課題だと思っております。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、資料3-4について蒲島委員から説明をお願いします。

○蒲島委員 資料3-4は小さいので、皆さんの机の上に大きな紙に改めてコピーし直しましたので、それに沿っていきたいと思います。

前回の会議で、罹災証明制度についての課題について2つ挙げました。1つは被害認定調査に多大な人員と時間を要したこと。2つ目の問題として、被害認定において行政と保険会社等がそれぞれの調査を行って県民が混乱した。これを課題として報告したのですが、これらの課題について被災された方々の痛みの最少化を図るという観点から、幾つかの提案をさせていただきたいと思います。

私どもは4つの課題があると考えています。それぞれの課題について改善の方向性を説明いたします。

まず1つ目の課題は、迅速性が求められる中で、正確性の確保のために多大な労力と時間がかかってしまったことです。罹災証明発行が被災者生活再建支援諸制度に活用されていることから、迅速な調査が求められます。一方で、内閣府の指針において詳細な調査方法が規定されており、多大な調査人員、時間及び経費が必要となりました。特に2次調査は調査項目が多く、4人若しくは3人1組でも1日3件程度しか実施できません。そのため相当な時間と労力がかかっています。万一、南海トラフ地震が発生した場合には、熊本地震の189倍の規模になると想定されております。現行の手法では大きな混乱が発生することは必然であります。そのため被害認定調査の簡素化が必要です。

2つ目の課題は、内閣府指針に強制力がなく、市町村ごとに調査や判定方法に差異が発生しました。内閣府が被害認定基準及び指針を示しておられますけれども、その運用は自治事務としてそれぞれの市町村に委ねられています。

今回、熊本県では一部独自の簡易調査票を採用したことで、被災者及び他市町村において混乱が発生しました。その2つが今、お手元にある住家被害調査票その1と、もう1つは熊本市で採用した簡易版であります。これを見るとわかりますけれども、片一方はものすごく複雑であります。片一方はものすごく簡単であります。だからこの複雑な方法をとった市町村から不満が出てきた。それで公平性と迅速性というのは実は非常に相反するものではないかと思いました。

そういう意味では県の広域調整が必要になってくるわけですが、防災基本計画に県の広域調整について記載されています。しかし、法的拘束力がなく、県域を越えた災害

発生時には更に調整が困難になる可能性があります。そういう意味で罹災証明書の判定は各種支援制度と連動しておりますので、市町村の判断の余地を極力減らすことが必要ではないかと思っています。

3つ目の課題は、住家被害に関する調査が複数存在して、被災者が混乱してしまったことです。応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査が別々に行われた結果、それぞれの調査に多大な人的資源を必要としました。特に住家被害認定調査においては、建築士の確保が保険会社の調査人と重複したため困難でありました。また、それぞれの調査結果が異なる場合もあり、県民に混乱が生じています。

以上のように、1つの家屋に対して複数存在する官民の調査の一本化を図ることによって、わかりやすさの実現とか人的資源の有効活用が可能ではないかと考えます。

最後、4つ目、支援が必要な被災者に支援が届かないケースが存在していることであります。被害認定区分により被災者生活再建支援金の支給の有無や応急仮設住宅への入居の可否など、受けられる支援の格差が大きいとの声も上がっています。一部損壊でも修理に数百万の費用がかかるケースもあり、支援が必要な人に支援ができていない可能性があります。このように一部損壊などの支援が必要な被災者に対して、被災者生活再建支援金の見直し、あるいは公的に支援する仕組みが必要ではないかと考えています。

また、中長期的には被災者の痛みを国民全体で共有するという地震保険の加入の義務化を含めて検討する必要があるのではないかと考えています。

お手元の資料の説明は以上です。今後の大規模災害に備えて御検討のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(質疑及び意見交換)

○河田主査 ありがとうございました。

それでは、質疑及び意見交換に移ります。これまでの被害認定調査、罹災証明書交付の取組に関する説明について、御質問等がある方はよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでございますか。では、●●●からいきましょう。

○ 皆様方の発表をお聞きして、今まさに知事の方から問題提起があった、仕組みをどう運用して現場でやっていくかということに大きな課題があることについては、皆、過去の災害でそれぞれ経験してきたところなのですけれども、今回、熊本県さんは多くの自治体が被災をされた中で、それ全体を見渡す中でより説得力を持った御提案なのかなというところかなと思ひます。ただ、かなりいろいろな制度的なことも踏まえて考えていかなければいけない大きな課題を御提案いただいたんだなと思うところ。

もう1点は、先ほど来、細貝課長などもおっしゃっていた、多くのいわゆる自治体の方たちが応援に入られたりする中で、それをどうマネジメントしていくともう少し効率良くうまくいったりするようなところ、それから、例えば調整会議みたいなものが応援の人たちも含めて行われるようなお約束事が事前にできていると、もう少し風通しが良くなったかなというような、現場で解決できた部分もあったのではないかという思いもあつたりしま

す。

です。ですので今後そういった応援、受援の仕組みを整えること。それから、いろいろな課題がある中で被災者の支援に何が一番いいのかというところを、熊本県さんの様子を皆さんで見守らせていただきながら、また一緒に考えられればいいかなと非常に強く思った次第でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

○ 私自身も今回の検討というのは将来、首都直下地震とか南海トラフの地震に際して適用できなければいけないという問題を抱えておりますので、例えば複数の県にまたがるような被害についても相互乗り入れできることがとても重要ではないか。これは今の時代に、内閣府がこういうふうにやりなさいという流れを作ることはできないと思うのです。ですから自治体を選択すればいいのですけれども、それが相互乗り入れできるようなファンクションにならないと大変なことになる。

例えばみなし仮設です。被災した市町村に限ることなく他の自治体へ移動する場合に、これは自治体が自分のところで完結するようなシステムですと、県外あるいは市外に行った方はフォローできないわけで、そういう広域災害のことも視野に入れて整えていただかなければいけないだろう。ですからいろいろなシステムの導入にあたって、最低限こういうことは満足しなければいけないというものを示していただくことがまず先決ではないかと思うのです。1つにまとめるというのは理屈では可能なのですけれども、実際にはそうはいきませんので、そうであればそれぞれの独立性は認めるけれども、相互乗り入れできるような形で広域災害にも対応できるようなものにしてはどうかと思います。

それから、実は地震保険です。私も被災地でタクシーが全く拾えなくて、これは損保協会にタクシーが全部チャーターされてしまって、熊本の駅前に1台もないということがかなり続いたのですが、そういうこともあって被災の認定というのはどこかでまとめないと、被災者のところに同じような調査が繰り返しやられるというのは大変問題ではないかと思えます。

地震保険料が来年1月から全国的に上がりますので、損保協会は確率が高くなったと言っているのですが、そうではなくて被害が大きくなるぞという形で加入をもっと増やさなければいけないということで動こうとしておりますので、そういう充実と調査の一本化といいますか、これはあらかじめしておかないととんでもない混乱がこれからも起こるということで、具体的に改善しなければいけないということが突きつけられるのではないかと思います。

あと、被災者の生活再建で一部損壊にお金が出ないというのは、これは阪神・淡路大震災の後からずっと続いている問題なのですが、要は原資が全く欠けているという状況で、公的支援をどこまで充実させるかという問題があるわけで、そのあたりは自助努力とか共助努力というものと絡めてやらないと、公的などところで全て賄えるというのは不可能ですので、その辺は十分考えていく必要があるだろうという気はいたします。

○河田主査 委員の皆様いかがですか。どうぞ。

○ 私自身、建築屋で応急危険度判定もする立場なので、今の御提案に大賛成です。

まず今日御説明いただいたことで言いますと、随分GISベースのものが実用化されてきているということが今回の熊本の地震で明らかになってきたので、これをもっと積極的に利用するような形のことを、府省を超えてやるということは絶対に必要だと思います。先ほどの西原村さんの活用の仕方というのは非常にうまくいっていて、実例で今、出てきたとおりだと思いますし、新潟以来、いろいろな経験を積んだ形で支援ができたというのも大変良いことだと思いますので、これは是非進めていただきたいと思います。

システム化のことについては多分、IT化が進んでくれば確実にうまくいくと思うのですが、問題は組織的な応援をどう作っていけるかというところが肝で、各県で応援するというのもいいのですが、どこかで調整してあげないと穴が出てしまうところが出てきますし、応援する人の部署も税務関係の方は罹災証明しかできないし、建築局の人は応急危険度判定が入ってくるということで、ばらばら感があるのではないかと思います。

できればシステム化がここまで進んできたので、どの判定も全て使えるようなシステム化をするときに応急危険度判定の項目も入っているし、罹災証明の項目も入っているし、地震保険の判定のベースのものも要素として入れられるようにしておいて、入力は共通で、結果は3つに使えるということであれば、比較的すぐに作れるようなシステムではないかと感じます。ですからそういったような、もともと対応している府省が違うので今はなかなか難しいとは思いますが、できれば国交省がやっている応急危険度判定と罹災証明のところは同じ国なので共通化ができますし、地震保険のところもよく考えれば経済的被害のものと構造被害の接点のようなものなので、そこを調整していただくべきではないかと思います。

被災地に行って少し感じましたのは、一部損壊の問題だけではなくて半壊の人たちは仮設住宅に入れないので、最後まで避難所暮らしになってしまうのです。避難所がどうしても空かないか見ていると、半壊なので自分の家が直らない限り戻れないという方々もいらっしゃいますから、そこはもう少し柔軟な運用をしてあげると、もう少し早く避難所が解放されていくのではないかと感じました。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

○ 今の半壊は、今回から仮設住宅に入れるようになりました。

○ 応急仮設住宅には入れないのではないですか。入れなかった方が随分残っていらっしゃったのです。だからどうして入れないんですかと聞いたら、半壊は無理なんですという方がいらっしゃいました。

○中村（事務局） 半壊全てというわけではなく、条件付になりますが入れます。

○ 途中から半壊が入れるようになりました。

○ 途中からなのですね。わかりました。

○河田主査 ありがとうございます。

○ この被害認定調査とか罹災証明書の発行というのは、実はこの後、土地区画整理事業とか地籍調査といったものとリンクしていますので、これまで出てきた問題だけを対象にするのではなくて、これからまちづくりに関係して非常に大きな課題になっていますので、これまで出てきた問題プラス、これから出てくるであろう問題も含めた国としての投資的な取扱いが示される必要があるのではないか。その中で最低こういうものは守るよというものがないと、ばらばらになってしまう形で、せっかくIT化をやりながらそのメリットを十分生かし切れないという問題が生ずると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(資料説明)

○河田主査 よろしゅうございますか。時間が押しておりますので次の議題に移りたいと思ひます。議題3は住まいの確保についてということで、資料2-2について事務局から説明を頂きます。

○大島(事務局) 事務局でございます。

資料番号では戻っていただいて資料2-2でございます。先ほど申し上げましたとおり、罹災証明書の発行から2次避難、応急仮設住宅、さらには関係の生活支援制度へとつながっていく流れになっておりますので、資料上は2-1と2-2を並べてお手元に届けております。

資料2-2を1枚おめくりいただきますと、裏の2ページ目でございます。こちら熊本地震の関係で、会議等によくご覧になった方もおられるかと思ひますけれども、左側から避難所の確保、この中に2次避難所に一時的に行っていたとこのプロセスも含まれます。それから、真ん中の応急的な住まいの確保、そして最終的には恒久的な住まいの確保に向かっていたとこの流れの中で、応急仮設住宅あるいはみなし仮設住宅の状況等を常にフォローアップしてきたところでございます。

3ページ目をご覧いただきますと、応急仮設住宅の制度の概要、また、その裏の4ページをご覧いただきますと、住まいの観点から見たどの範囲が災害救助法の範囲かという参考資料を付けております。2次避難、応急仮設住宅、みなし仮設までが災害救助法の範囲。その先に自宅の再建ですとか、既存の公営住宅等に流れていくスキームがございます。

その右側でございますけれども、2次避難につきまして参考資料を付けてございます。こちら熊本県から提供いただいた資料でございます。基本といたしましては左側の下段、(5)の事業の仕組みにございまして、熊本県様と旅館、ホテル、生活衛生同業組合との間の協定に基づいて宿泊施設が提供されている。そのうち一部を補完するために右下にございまして、日本旅行業協会との協定に基づく宿泊施設の提供もあるという位置付けでございます。

6ページをご覧いただくと、もちろん市町村単位で宿泊施設を用意している場合もございまして、基本的には県のスキームに乗る形で、これは益城町の例でございますが、益城町ではリフレッシュ避難として車中泊の方等も含めまして、このチラシで2次避難の検

討を呼びかけたと聞いております。

7ページ、防衛省では「はくおう」を休養施設として提供するといった取組もございました。

ここまでが2次避難でございまして、その後ろ、裏側の8ページ目でございますけれども、こちらは地域の空き家を活用してみなし仮設住宅の期限の後に地域の中で住み続けられるように、あるいは戻ってこられるように用意しようというような制度を南阿蘇村では空き家バンクと連携して検討しているという状況がございます。現在もこの制度に協力していただける空き家所有者の方に呼びかけを行っていると聞いておりますので、参考に添付しております。

また、先ほど9月に罹災証明書の発行等につきまして実態調査を行っておりますが、そのときに合わせまして応急仮設住宅に関しましての御意見も頂いております。9ページにございますのは、入居時に住民の方との合意形成にどのような点で苦慮され、どのような点を工夫されたか。また、その裏の10ページにつきましては、入居時の課題とつながっているものも多ございますけれども、設置後の運営について苦慮した点、工夫された点ということを自由記述で書いていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

補足でございますが、今回の2次避難につきましては、隣の県では宿泊施設に行っていたことが可能というようなこともございまして、余り広域の移動というイメージではございませんでしたけれども、大規模な災害に際しましては、より多数の方に場合によってはかなり離れた県まで移っていただくようなケースがあり得るということがございますので、後ろの方に参考資料2-1、2-2といたしまして、東日本大震災の際に宮城県が2次避難についてどのような取組をされたか。また、それを比較的大量に受け入れる側として山形県が例えばほかの県に移ってこられることになりますと、移られる方にもいろいろな不安等がございます。そうした方にどのような対応をされたかというようなQ&Aも含めた資料を両県から御提供いただいておりますので、参考に添付いたしました。

事務局からは以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

続いて、資料4-1について西原村の内田副村長から説明をお願いいたします。

○内田氏 西原村における応急仮設住宅、みなし仮設住宅に係る取組について御説明いたします。

まず避難所についてです。西原村の場合、公的避難所は6か所で、4月末からこのような形で避難者を収容してまいりました。西原村の場合、地域コミュニティーがしっかりしていたという面がありまして、避難者同士の協力もあり、比較的落ち着いた避難所の運営ができたのではないかと考えています。一方で、先ほどの資料の中にもありましたが、自主避難所を開設した集落があります。各公民館等で9か所、それから、もっと小規模な段階でみんなが集まって自主的に避難所を運営しております。このことが公的避難所への集中を防ぎ、公的避難所のスムーズな運営につながったということがありますので、このような自

主的な避難所運営というのも中山間地域等のコミュニティーがしっかりした地域においては考える必要があるのではないかということを実感いたしました。

3ページ、集落単位での避難ということで、当初、集会所等へ集まった方々が集落単位で避難所に来られました。それから、その中で日頃の訓練等の成果もあり、安否確認等が早期にできたということが今回、我々の村での成果としては非常に大きかったのではないかと思います。

自治による運営ということで、集落の中にはある程度得意技等を持った方たちが大体把握できておりますので、その方々を中心にいろいろな役割分担をしていただいて、運営が行われたことも非常に大きかったと思いますし、先ほど言いましたように集落単位で避難所に来られましたので、エリアをその地域にまとめたということで、これも人々の安心感につながる取組だったのではないかと思います。

4ページ、候補地の選定について少しお話をしたいと思います。当初、集落に近い村有地の建設ということも考えましたけれども、村有地は今後の災害公営住宅、復興住宅の建設候補地として確保すべきというような話もありました。この中で総合公園、総合体育館の建設予定地ということで、5ページにあります計画を行っておりました。国交省の交付金を活用して造成にかかる段階でしたけれども、これを村長が延期しまして、ここに集団で住めるような仮設住宅を建設し、その2年後、3年後には先ほど言いました集落の近くの村有地等を活用した復興住宅の建設というシナリオになりました。用地があったということで4月29日着工という一番早い着工になり、現在302戸の仮設住宅を建設しております。木造の50戸は、高齢者の世帯、障害者がおられる世帯、子育て世帯を優先に入居していただきましたけれども、プレハブの252戸は集会施設みんなの家を中心に、集落ごとにまとまって入居していただきました。これによって現在でも非常に落ち着いた形で仮設住宅の運営が行われていると思っています。

6ページがその全体図です。赤、黄色の集会施設、談話室の周辺に集落ごとに入っているという図面でございます。

7ページが、いわゆる仮設住宅の住民自治ということです。今、申しましたような形の取組をしておりますし、3番目にあります次のステップとなる仮設住宅での生活ということで、仮設住宅、集落ごとの取組の中で、次の生活に向けたいろいろな活動をやっていただくという形にしておりますし、そのことが地域コミュニティーを残す復興に向けた動きの最初のステップになるのではないかと思います。

8ページが仮設住宅の写真です。

もう1つ、みなし仮設の把握と対応ということで、現在、西原村では142世帯がみなし仮設住宅に入居されております。しかし、村内には物件が少なく、近隣市町村へ行かれています。この方々の住所の把握、それから、集落との連携体制の確立というのが1つの課題だと思います。コミュニティーがしっかりしているとはいえ、近隣市町村に住む方との連携をどのようにするかというのが非常に課題だと思っておりますので、この

ための手当てを行う必要があると思っています。

また、みなし仮設に入っておられた方に対する「地域支え合いセンター」による支援ということで、一応センターの設立をしますけれども、この部分でもしっかりとした取組を行っていかねばならないと思っています。

課題としまして、家賃の負担等のルール化ということを挙げております。県との正式契約以前に2か月等々かかります。この少し時間がかかる中において、家主さんが途中で仮設に入られたり、違う物件に移られることを担保するために、1か月、2か月ほど家賃を払ってくださいというケースがあったように聞いております。もう少しそのあたりを行政として徹底する必要があるかと思っています。また、需要が多いということで、限度額に高止まりしているという事例が少し見受けられるというのも課題だと認識しております。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

続いて資料4-2について、仙台市若林区の佐々木副区長から説明をお願いいたします。

○佐々木氏 仙台市若林区副区長の佐々木でございます。

冒頭、本市をはじめといたします東日本大震災の被災地に対しまして御支援を賜りましたことに、心よりお礼を申し上げます。

資料の構成でございますが、表紙をおめくりいただきまして1ページの目次のとおりでございます。本市仮設住宅の現況に続きまして、建設関係で3項目、コミュニティー、生活再建支援関係で4項目を御説明いたします。

2ページの本市における仮設住宅の現況でございます。なお、本市ではプレハブの仮設住宅のほかに、みなし仮設も応急仮設住宅という表現にしております。また、仮設扱いの公営住宅もこれに含めておりますので、そのような形で御理解いただければと思います。

本年9月現在の入居世帯数が、ピーク時の1万2,009世帯の9.6%となります1,156世帯。そのうちプレハブへの入居が28世帯となっております。

3ページ、本市で被災された方の生活再建が進む中で、本年9月には全体の約87%、1,001世帯が市外被災の方という状況でございます。発災時の住所地によりまして救助期間が決まるという、いわゆる発災地主義の考え方が影響していると考えてございます。

4ページ、建設対応のポイントと課題でございます。まずポイントの第1に、早期着工が可能な用地の確保といたしまして、土地の規模、インフラや生活利便施設の整備状況、従前の生活圈・コミュニティーへの配慮、平常時からの情報ストックの充実ということが必要でございます。また、第2に地域特性等を踏まえた仕様等の整備といたしまして、気候風土の考慮、地域コミュニティーに配慮した集会所等の整備、家族構成・身体状況等に配慮した住戸パターンの設定も重要と考えてございます。

5ページ、ポイントの第3でございます。速やかな工事着手といたしまして、各自治体における迅速な着工体制の構築、自治体間の体制構築までの時間的格差の早い段階での是正といったことが必要かと考えております。先の震災では本市に建設の権限がなく、実質的

な対応ができないということで着工・完成の遅れ、一律な仕様による不具合などの支障も生じたところでございまして、指定都市を救助主体と位置付けることで道府県との役割分担のもと、迅速・的確な救助が実現されるものと考えております。

6ページ、プレハブの建設計画-1といたしまして、用地選定の経過でございます。震災翌日には早期着工又は面積、生活利便性といったものを重視いたしまして用地選定を進めましたけれども、地元に近い場所での整備といったことを求める声も大変強く、津波被災区の地区公園等を含めまして、3回にわたりまして建設候補地を県に提示をしたところでございます。

7ページ、建設戸数の算定と推移でございますが、当初3月14日の算定といたしましては、津波被害地区の居住世帯の半数分は必要といったつかみの想定ということで迅速性を重視した判断によりまして、県に対して3,000世帯分、うちプレハブについて1,000戸分の建設を要請したところでございます。その後、被害状況、避難者数の把握が進みまして、プレハブの必要戸数を4月19日には2,000戸に、さらにその後、民間賃貸への入居申請の増加に伴いまして、5月11日ですが、1,600戸という形で修正をしてきました。最終的には高齢者グループホーム18戸を含めまして1,523戸の建設となったところでございます。

8ページ、これは宮城県で建設をいたしました本市分のプレハブ住宅の建設期間の一覧でございます。発災から17日後の3月28日に第1次の着工に至りましたけれども、その数は119戸でございました。その後も100~200戸単位で五月雨式に着工するという状況が続くなどいたしまして、最終的に1,500戸が完成いたしましたのは6月中旬となったものでございます。

9ページ、本市分のプレハブ仮設の位置図でございます。最初に着工いたしましたのはあすと長町という住宅街、比較的内陸にあります一方、残りの仮設は安全性を確保しつつも、やや沿岸部近くに分布をしているところでございます。

10ページ、プレハブの環境改善でございますけれども、入居者の御意向のもとにできるだけ借り上げ公営住宅等との格差が出ないようにということに配慮いたしまして、県と連携して対応しております。寒さ対策等につきましては建設主体である宮城県が、その後の居住性の向上につきましては本市が実施をいたしました。以下、11ページまで対応後の写真を掲載いたしておりますので、ご覧いただければと存じます。

12ページ、コミュニティー支援の関係でございますが、ポイントはコミュニティーの核となる自治組織をどのように形成させて、避難生活における自治意識をお持ちいただけるかということでございます。これに対する課題といたしましては、自治組織の形成に向けた枠組みの構築、また、活動促進に向けた働きかけでございます。そして、更なる課題といたしまして、様々な地域から入居されている団地の場合、本日おいでの立岡さんのような団体の皆様との連携も大変必要でございます。また、生活再建の進捗とともに、入居者の減少する団地への課題といったことも重要となってきております。

13ページ、まず入居募集時の配慮でございます。コミュニティーの規模で試行錯誤がご

ございましたけれども、結果的に300件を超えるグループ単位の申込み、いわゆるコミュニティー申込みとなりました。既存のコミュニティーに一定程度配慮した入居形態だと考えております。

14ページ、入居後の支援といたしまして、まず自治会の形成におきましては同一の時期から被災者が入居されたという場合には比較的スムーズですけれども、そうでない場合には入居者同士の話し合いの場を設けるといった支援が必要でございました。また、自治体形成後の支援といたしましては、支援団体との連携のきっかけとなるつなぎの役割、また、助成金の支給あるいは保健師等による教室といったところで支援をまいりました。なお、右下の写真は、熊本県さんからの支援によって設置されましたみんなの家という建物でございまして、気軽に集える自治活動の拠点といたしまして地元でも大変喜ばれたところでございます。

15ページ、ポイントといたしまして戸別訪問等による生活状況や再建方針等の把握、また、個々の世帯が抱える課題の整理・分析、さらに支援者間の情報共有と役割分担の明確化といったことを挙げてございます。これによりまして世帯の状況をきめ細かく把握をいたしまして、各世代の課題に合わせた適切な支援策の策定、支援体制の構築を進めることができたものと存じてございます。一方、課題といたしましては、こうした継続的な支援のために国による財政支援が必要ということを書かせていただいております。

16ページ、生活状況や再建方針等の把握といたしまして、本市では平成23年度より訪問や書類による調査を実施してまいりましたけれども、未回答世帯、反応がない世帯といったものに対する提出勧奨、相談等のフォローの必要性、さらに生活状況とか気持ちの変化による再建方針や課題等への影響把握といった観点からも、本格的な事業展開といたしまして平成24年10月からですが、シルバー人材センターに委託しまして市内の仮設住宅全世帯への戸別訪問を開始したものでございます。

17ページ、住まいの再建支援と日常生活支援の切り分けということでございます。住まいの再建支援は入居世帯共通の課題でありますとともに、限られた期間内に達成する必要があるのに対しまして、日常生活の支援はより長期的な視点での対応が必要。そういった質的な違いがあることから、前者の課題につきましては時限的に設置されました専任組織が重点的に担うとすることによりまして、区役所、また、諸団体の皆様は生活支援に専念できるような体制を作ったというものでございます。

18ページ、課題の性質に応じまして生活再建推進室、現在、健康福祉局でございすけれども、この専任組織と区役所、各団体が分担をしながら、被災者生活再建支援ワーキンググループという共通の会議体におきまして定期的に情報共有、また、ケースワークを行いまして、連携を図りながら入居世帯を支援してまいったところでございます。

19ページ、先ほど申しました住まいの再建と日常生活、それぞれの実現性、自立性といったものを縦横の座標軸といたしまして、状況把握できた全世帯を4つの分類にいたしました。この4分類によりまして各世帯の性格に応じた支援のメニューを当てはめていくことが

できまして、また、限られたマンパワーを課題のある世帯に重点的に投入することができるようになったものと考えてございます。

20ページ以下は、こうした各支援主体の具体的な支援の内容を記載したものでございます。説明は割愛いたしますけれども、ご覧いただければと存じます。

大変駆け足で恐縮でございましたけれども、プレハブ仮設住宅の建設とコミュニティー支援等の部分を中心にお話を申し上げました。

以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

(質疑及び意見交換)

○河田主査 それでは、質疑及び意見交換に移ります。これまでの住まいの確保に関する説明について、御質問等ある方はよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○ ちょっといいですか。応急のプレハブの住宅建設について政令指定市が独自に決められないと書いてあるのですが、これは被害の規模によって随分違うのではないか。つまり阪神・淡路大震災で神戸市の被害が随分大きかったのです。ですから兵庫県知事の貝原知事が全部やられたのです。私は貝原知事に聞いたのです。どうして1人でやって良かったんですかと言ったら、それは神戸市長のやるのがいっぱいあって、プレハブまで政令指定市がやるというのは実際にできないと。ですから今回、東日本大震災で仙台市が受けた被害と阪神大震災のときの神戸市の被害は随分違うわけで、ですから一律に政令指定都市と都道府県がどういう関係にあったらいいかということちょっと言いづらいのではないか。むしろ被害に応じてそこが知事と市長が話し合っただけであればいいので、何もそれを法律として変えていく必要があるのかないのかというのは、余りそういうことをきちんと決めるよりも、日頃から仲良くしていただければ、貝原知事がおっしゃっていたのは神戸市長よりも私の方が明らかに時間があつた。ですから県が一律にやりましたとおっしゃっていましたので、被害の実態を踏まえた弾力的な運用というのがベースにないと、被害の程度によって大分事情が変わると思うのです。ですからその調整をするようなことは必要だと思うのです。いきなり政令指定都市と都道府県は同格だからという形での持っていくよりはまずいのではないかと思います。いかがですか。

○ 私は実は建設は専門でないのだからなんですけれども、仙台市の経験だけの話になりますが、本市のプレハブ集宅1,500戸が完成するまで大体九十数日間かかっています。私も建設部門の方に算定をさせましたところ、もし仙台市が自らやっていたら、恐らく50日間ぐらいででき上がっていたであろうということの話がございました。

我々ももとより広域的な調整といったことは大変重要と認識していますし、宮城県の方ともそういった点では緊密な連携を今でも仲良くさせていただいておりますけれども、そういった中でそのときそのときの判断の中でやっていくということではなくて、初めから災害対応能力が一定程度指定都市はありますし、技術部門もおりますので、制度としてこ

ちらに権限があればといったことでお話をさせていただいているところでございます。

○加藤（政策統括官） この件はまた次回、まさにこの事例について、熊本市の場合は事務委任がされて、今のは事務委任がされていない事例もありますので、また次回、御議論いただければと思っております。

○河田主査 そのほかいかがでございますか。

○ 1点だけいいですか。仮設住宅を作った方から言いますと、一番困ったのは建てる場所がない。しかし、コミュニティーの人たちは集まりたい。私が考えたのは、仮設住宅を家の前に作ってもいいのではないか。木造ですけれども、うちは木造でたくさん作りましたので、そのようにして、そうしたら自宅の前で自宅を再建するときにより近くにいて、コミュニティーは集まっています。より効率的にやるには、なるべく仮設住宅を真ん中に寄せてしまうという発想をやめてもいいのではないかと私は感じました。

○河田主査 ありがとうございます。

○ 応急仮設住宅に関連して、資材の確保、輸送体制がどうなっているのか非常に気になったのですが、今回でも4,300戸の応急仮設住宅で、これだけの住宅建設するための資材確保とか輸送体制は苦勞するのではないかと思います。もっと大規模な災害が起きた場合にそこをどうするか。実際に確かに建築仕様自体は気候とか入居者に合わせることも重要なのですけれども、どこまで資材の標準化とか輸送の体制の標準化とか、その辺が進んでいるのか気になったのですが。

○ 実はそれをやっているところがないので困っているわけで、災害が起こった途端にそれが実は問題になるのですが、日常的には全く問題にするところがないのです。ですから別に国土交通省の住宅局は日常業務でやっているわけではないので、起こった途端に厚生労働省と国土交通省が話し合うという形でプレハブの供給というか、そういうものが手配されているというのが現状なのです。ですからおっしゃるとおり、大規模になればなるほど非常にこれがネックになることは間違いないと思います。

○ 大規模になったときにサプライチェーンが切れてしまうと、どこかの会社が全く供給できないとか、そういうことになりかねないので、そういう意味での標準化は必要なのかなと思います。

（資料説明）

○河田主査 ありがとうございます。

恐れ入りますが、大分時間が押しておりますので次の議題に移りたいと思います。

議題4は、生活再建に向けた支援についてということで、資料5-1について熊本大学の円山准教授から説明をお願いいたします。

○円山氏 熊本大学の円山と申します。

発表の機会を頂きまして、ありがとうございます。大学で授業がありました関係でテレビ会議での出席となることをお許しください。

それでは、資料5-1に基づきまして、現在、私は益城町の仮設住宅、プレハブでの仮設

住宅での聞き取り活動をしております。また、その活動で思っていることについて話をさせていたきたいと思えます。

2ページ目に益城町の被害状況をまとめてございませ。皆さん御承知のように震度7の地震が2回襲った町でございまして、大変甚大な被害が生じております。この中で町役場の職員の方は160人と大変限られておりまして、現在でもマンパワー不足が続いております。そこで地元の大学の職員としまして5月ぐらいからほぼ毎日、役場の支援をしておりまして、それを現在も続けております。その中で益城町役場からこんなことをしていただけないかということで話があったのが、3ページ目にあります仮設住宅での聞き取り調査ということでございませ。

目的としましては2つございませ。1点目は仮設住宅にお住まいの方でお困りのこととか不自由なことをお伺いするというこ。2点目は、今後の住まいに関する希望を伺うということございませ。

方法としましては、熊本大学の学生が中心となった学生ボランティアが2人1組で1軒ずつ、仮設住宅を訪問してございませ。落ち着いた頃にお伺いして、短ければ10分、15分で終わるお話ではございませけれども、必要であれば1時間でも2時間でもじっくりお話を伺うということをしております。

4ページ目以降に現在までの訪問回数を書いてございませけれども、6月末から調査を開始いたしまして、現在では800世帯近くの人のお話を聞いております。

5ページ目以降から、調査結果の途中経過を少し載せてございませ。

5ページ目が仮設住宅に住んでいる方の人口ピラミッドを示したものでございませ。5ページ目の左側にありますものが、小さい人口ピラミッドが地震が起きる前の益城町の人口ピラミッドでございまして、それと比べますと仮設住宅で暮らしている方の高齢者が多いことがおわかりいただけると思えます。若い世代の方々はみなし仮設に移っていると考えてございませ。また、この人口ピラミッドは2種類の色を付けておりまして、内側の薄い色が自分専用の自動車をお持ちの方、外側の濃い色が自分専用の自動車を持っていない方ございませ。こうしますと高齢者の女性の方が特に自分専用の車がなくて大変困っていらっしゃるということがわかります。

6ページ目に益城町の仮設団地の地図を付けてございませ。全部で17団地、1,500戸以上ございませ。この仮設団地ごとにそれぞれ特徴も異なっております。調査結果をお示しますと、7ページ目が入居者の年齢分布ということで、高齢化なども団地によって異なっています。

8ページ目には世帯人数の分布を示してございませ。その中で一人暮らしの方が大変心配なところではございませけれども、我々の聞き取りでも女性の一人暮らしの方は積極的にコミュニケーションをとっていらっしゃる方が多いのですけれども、男性の一人暮らしの方、特に地震で仕事をなくされている方などが心配されるところでございませ。

9ページ目には1世帯当たりの自動車保有台数を示してございませ。車社会でございませ

ので、1世帯1台分の駐車スペースしかございませんけれども、実際には1人1台の車をお持ちでありまして、3台、4台、車をお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。一方で車を持っていない世帯の方も結構いらっしゃる事がわかります。

10ページ目は自動車保有状況を団地別に示したものでございまして、団地別に公共交通の利便性なども変わっておりますので、自動車をお持ちでない方向けの支援が今後必要になってくるところでございます。

11ページ目が居住者の住居の被災状況でございます。益城町は広い一戸建ての持家にお住まいだった方が多かったのですけれども、多くの方が全壊になってしまっているという状況でございます。

12ページ目が今後の住まいに関する希望集計でございます。59%、およそ6割の方が自宅の再建を希望されています。2割弱の方が益城町の中の別のところに移りたい。一方で現時点ではそういったことを考える余裕がない方が21%でございます。いろいろな話を聞いておりますけれども、自宅再建をすることが望ましいけれども、なかなか経済的に厳しいので災害公営住宅ができるのであれば、そこに住むのがよいとか、あるいは災害公営住宅の場所に関しても、できれば自分のもともと住んでいた土地が望ましいとか、あるいは2階建ての家であったけれども、地震で怖くなったので1階建ての平屋でいいとか、いろいろな意見を伺ってございます。

この居住意向について小学校区別に見たものが13ページに出てございます。都市部の熊本市に近い方と農村部側に分けてございますけれども、都市部側ですと自宅再建の割合が比較的少なく、農村部側では自宅再建を希望されている方が非常に多くなってございます。

それは次のページにありますけれども、益城町は熊本市の隣にありまして、熊本市に会社があつて益城町にベッドタウンとして住んでいた方が都市部に多いのですが、そういった方は必ずしも自宅の再建にこだわられていないところがございます。一方で農村部の方は、先祖代々に益城町に住んでおられる方は、自宅の再建をどうしてもしたいという方もいらっしゃいます。また、特に経済的に厳しい高齢者世帯の方々は復興住宅を希望される、そういったいろいろなことがわかってきました。

先ほど述べました交通の問題に関しましても、乗り合いタクシーでありますとか、いろいろな支援を検討しているところでございます。

今は1回目の聞き取りではございますけれども、状況が変わってくると思いますので、半年後、1年後にも同じようなことを継続していきたいと考えてございます。

15ページ目に今回の聞き取りについての構造を書いておりますけれども、今回の取組は行政、被災者、地元の大学それぞれにとってメリットのあるものだったと考えてございます。

行政にとりましては、復興住宅はどれぐらい必要かとか、復興計画に必要な情報を入手できる。また、地元の大学といたしましても、学生に被災者と実際に話す機会を設けるこ

とで、被災者がどういったことで困っていらっしゃるのか、そして自分たちは何ができるのかということを考える機会を頂きました。また、被災者の方からも若い大学生と話すことで、大変元気をもらったでありますとか、いろいろな思いを吐き出すことでストレス解消になったという話も頂いております。また、仮設住宅での不自由なことをお伝えすることで、環境改善につながっているとといったこともあります。

16ページ、17ページは我々の大学で取り組んでいる内容をニュースレターという形で作っているものでございます。こういったものを作りまして、仮設住宅全てにポスティングしてございます。

18ページ目にありますけれども、こういった形で定期的に活動報告をいたしまして、聞き取った調査結果の速報を順次お流しして、住民の方と大学との信頼関係を築くことを心がけてございます。また、お話を聞いていきますと、インターネットを使えないという方も結構いらっしゃいますので、そういった方向けに紙面での情報提供も非常に重要だと考えてございます。

19ページ目に、この活動の1つの特徴が、様々な大学と連携して活動をしているということでございます。大変多くの大学と連携をしてこの調査を実施しているところでございます。

20ページ目と21ページ目は大変重要なところだと思いますので、少しゆっくりとお話をしたいと思います。

20ページ目の左側が、過去の被災地の姿でよくあったのではないかと思います。被災地に向けていろいろな大学あるいは研究機関が同じような調査を実施しようと押しかけてくる。被災者に向けて同じような調査を繰り返し行うことで、被災者にとっても大変迷惑でありました。また、行政職員の方にもいろいろな問合せをすることで、行政職員として本来、被災者の対応をするべき貴重な時間が奪われてしまうといったことが起きていたのではないかと思います。

そこで、20ページ目の右側でございまして、我々の活動では地元の大学がいろいろな大学の窓口となりまして、いろいろな大学が似たような調査をするのであれば一緒にやりましょうということで、調査として一本化する。そして行政との窓口も一本化することで、行政としてもなるべく被災者に向けての活動の時間をとれるようにというふうに考えているところでございます。

また、この状態の多少の問題点としまして、地元の大学の負担が少し大き過ぎるということがございますので、21ページにありますのが事前に事務局とも御相談して出てきたものでございまして、地元の大学がコーディネーターとなりまして、いろいろな大学と連携して、調整して、同じような調査をするといったことが望ましいのではないかと考えてございまして、今後の聞き取り調査ではこういった形での実施を考えているところでございます。

22ページ目以降に、私が今回重要だと思っていることを書いてございます。復興計画を

今後作っていきますけれども、復興計画の主役は住民でございまして、長期的にその内容に責任を担うのは町役場の職員だと考えてございます。したがって、地元の大学としても、住民や役場職員の意思を最大限に尊重して、迷惑にならない支援を長期的に継続することが非常に重要だと思っております。

また、よく言われることだと思っておりますけれども、支援者の支援が重要であるといったこと、あるいは現場のニーズは日々変化してございますので、長期的に支援を続けることが非常に重要だと思っております。

23ページ、これもよく言われると思っておりますけれども、抜け、漏れ、むらがない支援が重要となります。我々の活動でも、どうしてもプレハブの仮設への支援しかできておりませんけれども、みなし仮設に行っている方も益城町で相当数いらっしゃいます。そういった方々が益城町に帰ってこられるような活動も、今後考えていく必要があると思っております。

そのほかいろいろなことを思っております。

24ページ目には、今まで私が大学の方々とお話をした中で、被災地でこのような活動をしたというような、いろいろな活動の申出がございました。エコノミークラス症候群の調査をしたいとか、いろいろなインタビュー調査をしたい、いろいろな調査がございすけれども、どうしてもこれがばらばらに行われたりしますと、いわゆる調査公害が起きてしまいます。そうしてしまうとお互いにとって不幸でございますので、うまく連携をして被災者あるいは地元の行政にとって望ましいような調査をしていくことが、研究者にとって望まれているのではないかと思います。当たり前のことではありますけれども、調査結果は必ず地元に戻す。一般市民にもわかりやすいような言葉で話して、また、被災者に寄り添う姿勢を忘れずに取り組むことが非常に重要だと思っております。

私からは以上でございます。

○河田主査 どうもありがとうございました。

続いて、資料5-2について、パーソナルサポートセンターの立岡常務理事から説明をお願いいたします。

○立岡氏 パーソナルサポートセンターの立岡でございます。

時間が限られていますので、まず5ページを見ていただければと思っております。私たちは、東日本大震災の被災者支援の活動をずっとやってまいりました。ただ、設立したのが東日本大震災の8日前の平成23年3月3日で、被災のためにできた団体ではないのですけれども、自然と被災者支援をやるような形になりました。NPOの集合体で組織されています。

6ページ、私たちがやった被災者支援等の活動になります。下が時間軸、上の方がどれだけ手間がかかるかというのを表しています。まず仙台市さんと共同させていただいて、まず仮設住宅の見守りを始めました。23年6月です。それから見守りをしていたら出てくるのは、独居の男性の方が見守りを拒否するというようなことが出てきて、その人たちが一番大変だということで、その人たちを何とか仮設住宅から引っ張り出すという取組で、ちょっとした仕事をしていただいております。お金が出るよというようなコミュニティ・ワークサロン

んがわというものを設置しました。

その後、被災者の方の調査をかけました。どれぐらいの所得があるのかとか、今、困っているのは何なのかということを知りましたところ、やはり所得は低いというのが一定程度出てきました。その後、就労支援をしてほしいという声がありましたものですから、これまた仙台市さんといろいろ協議をさせていただいて、被災者の就労支援というようなことに取り組ませていただきました。

この頃、長年ずっと自分がやっていた仕事が被災とともに失ってしまって、でも俺はこれしかできないというような人が多かったものですから、ミスマッチというのが多かったので、その一人一人が被災者に寄り添って、その人に合う仕事を見つけてマッチングするというようなことを、被災者支援の一環としてやらせていただきました。

その後、今回、見守りをやっていた人たちというのが緊急雇用財源で雇われた方だったものですから、はっきり言えば素人でした。なので困難な事例にはなかなか立ち向かっていけないということで、ソーシャルワーカーたちを集めて総合相談ということで、実際にはしんどい被災者に寄り添うような支援をするという「わんすてっぷ」というものを作りました。その後、被災者の就労支援をやっていると、この人はなかなか就労まで遠いではないかという人たちがいたので、就労準備というようなことなども実施させていただいた次第です。

今、何をやっているかというところからずっと被災者に寄り添っていきながら今、転居支援を進めているというような状況で、何が大事かというところから蓄積です。蓄積だと思っています。被災者の方がどういう形で生活をしていったのか。それを実際にどのように生活再建していきたいのかというのと照らし合わせながら、実際に被災者はそのときそのときで変わるのです。後からもっといい施策が出てくるのではないかと、もっとごねた方が得なのではないかというような被災者はやはりいまして、早めにそんなことないよという見通しを見せてあげない限り、結構ごねごねする人とかが多い中、これは仙台市さんと情報を密にしながら被災者の転居に向けた取組を進めていき、私たちの見守りさせていただいたエリアの方に関しては、ほぼ全員、何の問題もなく転居までいったというような現状です。これは本当に熊本の地震においても、ここまで必要かどうか分かりませんが、実際に多分プロセスとしてこのような過程を踏んでいくのではないかと思いますので、詳しいことは残りの後ろの方に書いていますので、それを見ていただければと思います。

3ページ目に戻ります。どういうふうに関心を持って被災者が生活再建していきたいのかというのは、本当に行政の方と密に連携しながら、当然ながら個人情報の問題があるので、その辺はきちんと対応させていただきながらも、一人一人にどう対応していくか。その人その人なりが債権というものがあるし、あとは経済的な問題もあると思うのですが、そんな中、一人一人にどういうふうに関心を持って生活再建をしていくかというのが一番近道ではないかなと思っています。はっきり言って仙台市さん、今、佐々木さんから説明しましたが、

すごい地道です。地道な本当に一人一人、一軒一軒回って、その中においてこの人はこうだよねということで潰していったというのが実際なので、今後の熊本地震においても生活再建というのは、一軒一軒寄り添いながら1つずつ潰していくことが必要なのかなと思っています。

4ページ、実際に法律的には物とかお金の支援がある。私たちは被災者に寄り添った人の支援をしてきた中において、ここに書かせていただいたのは、毎年毎年、財源の問題で苦労していました。今年財源がつくかな、今年財源がつくかなというのは仙台市さんとずっとそういう話でずるずるいっていたものですから、はっきり言いますと一定程度、人が人を支えるというような仕組みを予算化できるような形で、きちんとした法の枠組みになればいいなということを要望したいと思いますし、一人一人に寄り添っていくと、その人の生活状況が見えるので、はっきり言うと生活保護にどうしても流れていくというのが、一定程度はしょうがないと思うのですけれども、きちんと見ていると生活保護だけではない再建の仕方があるよねということもあるのです、実際に被災者の就労支援をやるといったときは、仙台市さんは生活保護がどんどん増えると思うから就労支援をやってくれと言った部分もありました。でも結果的に、後ろの方に書いてありますけれども、費用対効果の部分に関しても人が人を支えるということは、費用対効果としては大きいのではないかと思います。

あとはやはり賃貸で住んでいた人が全壊になると、今回、仙台市で言うと5年間、家賃がただだったのです。そういった部分の中において被災者同士の中における格差みたいなものが非常にありました。あいつは全壊になったから家賃はなかったもんみたいな感じの、そういったひがみみたいなものもあったりしまして、かといって大家さんが自分が住んでいるところが一部損壊。けれども、建ててアパートの賃貸の収入で何とか老後暮らしていこうというアパートが全壊となってしまうと、大家さんには何の手当て等がなくなってしまうという格差もあって、かなりはぎ間の問題はあるなと思っています。

時間がそろそろだと思いますので、以上にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(質疑及び意見交換)

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換に移ります。これまでの生活再建に向けた支援の取組に関する説明を頂きました。御質問等がある方はよろしくお願いいたします。

○ ●●●いいですか。多分、熊本大学に随分資金的な御迷惑もおかけしているのではないかと思います。実はこれは文部科学省の方で突発災害調査費というものをもってあって、これは実は自然災害協議会という組織があって、京大防災研と東大地震研が世話をしていますので、そこに申し入れていただいて、こういう形で持続的に調査をしたいということで、研究費を文科省から取ってくるようにとやっていたかと有り難いと思います。

○ 大変有り難いところでございます。現在、全く学生のボランティアでやっているところでございますので、話を聞くのであれば学生にも経験になりますけれども、調査のデータの入力などに大変人手がかかっているのが実情でございますので、そういった資金面の援助は大変有り難いことでございますので、感謝申し上げます。

○ それから、コメントなのですけれども、益城町は農家と一般のサラリーマンの方が混在しておられますので、結果をまとめるときに別々にやらないと、例えば農家をやっている方が高齢者が多いとか、サラリーマンは若い人が多いとか、そういう属性の違いによる問題点というのが出てくると思うのです。

それから、当然益城町は住宅だけではなくてガレージもやられて、車も随分被害を受けているのです。ですから今、持っておられる車は前の車なのか、今度新しく買われたのか、こういうことは非常に重要な問題ですので、少し解析のやり方を考慮していただいた方が結果の説明がよくできるのではないかと思います。ちょっとアドバイスです。

○ ありがとうございます。

○ 資料でも28ページに少し載せておりますけれども、農業の方も把握できるようになっておりまして、当然、農家の方でありますどうしても農地の近くに住み替えたいとかありますし、また、車に関しましても御指摘のとおりでありまして、車がペしゃんこになってしまって、いろいろなカーシェアリングの団体から支援を頂いているということも自由意見では届いているところではございます。とりあえず1次調査におきましてはスピード感を優先しましたので、非常にざっくりとしたことしか聞いておりませんが、半年後に予定しております2次調査におきましては、今頂きました御意見などを踏まえた、よりしっかりとした内容でまた実施したいと思っておりますので、御指導をお願いいたします。

○河田主査 そのほかいかがでございますか。

○ ●●●、いいですか。社団法人だそうですが、資金はどうしておられるのですか。

○ 基本的には仙台市さんと話合いの中において委託事業ですと来て、今は被災者で困窮している方が多かったので、生活困窮者自立支援法の自立相談の支援事業等を受託しながら、何とかつないでいっているというところが実際のところの現状ではあります。

○ 実は東日本大震災では、県が復興基金を作らなかったのです。ですから本当は公的なところがやらなければいけない事業なのです。ですから復興基金というのはそういうものに使っていくべきものではないかと思うのです。そのあたりも主張された方が、いわゆる仕事の受注ではなくて、本当は公的なところがやらなければいけないことを肩代わりしているという形で、その資金についても公的なところで用意するというのが筋ではないかと思うのです。ですからそこは強く主張していただいたらと思います。

○ ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。

○河田主査 いかがでしょうか。●●●、あるでしょう。

○ この東日本の事例を熊本にどういうふうに適用していったらいいのかというのを考えていかないといけないのかなというところなんです。今、仮設住宅が始まったばかりで熊本は

これからどのような課題が出てくるか、また独特なものもあるでしょうし、東日本の事例が役立つこともあるでしょうし、コミュニケーションをとってうまくやっているとよいのかなど。このあたりの課題の整理はまだまだ進んでいないのが現状かと思います。

○河田主査 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。全般にわたって今日は時間がタイトでしたので、見切り発車のようなところがありましたけれども、全体にわたっての御質問あるいは御意見を頂きたいと思いますが、いかがでございますか。●●●、いかがですか。

○ 私が今、心配しているのは市町村の職員さんたちのメンタル的なことがとても心配になっていて、結構フェーズが変わっていくことでいろいろ要求度が上がったときに、西原村とか嘉島町とか熊本市に行かせていただいたのですが、不眠不休とか、お休みを1か月間とっていないという方がいらっしゃったので、このような生活支援のフェーズに変わっていったときに、どのぐらい市町村の職員さんたちがお休みがとれるのかなどいうのを心配しております。

東日本のときに結構、鬱になったりとか、いろいろな公務員の方たちを見ているものですから、そのようにならないようにしたいなと思っております。

○河田主査 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますか。よろしゅうございますか。

たくさん意見があると思うのですが、また事務局の方にでも届けていただいて、検討させていただきたいと思いますので、メール等を使って事務局に意見をお寄せください。

時間がもう来ておりますので、これで本日の議事を終了したいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(議事終了)

○廣瀬（事務局） 河田主査、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を終了させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。